

○住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱

令和6年10月4日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住吉海岸公園の愛称を命名する権利（以下「命名権」という。）を法人に付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ネーミングライツ事業」とは、契約により本市が住吉海岸公園の命名権を付与した法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から、その対価を得ることにより、市の新たな財源を確保することを目的に行う事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、住吉海岸公園の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 市は、ネーミングライツ事業により決定した愛称を当該事業における契約期間中、積極的に使用するものとする。

(愛称の表記の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する名称は、ネーミングライツ事業の愛称として使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主張主義
- (6) 公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、原則3年間とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(募集方法)

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成し、原則として公募するものとする。

- (1) 施設概要
- (2) ネーミングライツの範囲
- (3) 募集条件
- (4) 応募資格
- (5) 応募方法及び提出書類
- (6) 選定方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

(応募資格)

第7条 ネーミングライツ事業に応募できる法人は、住吉海岸公園のネーミングライツ・

パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備え、次に掲げる条件に該当しない法人とし、個人での応募はできないものとする。

- (1) 応募書類の提出時に、国税及び地方税に滞納があるもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの
- (3) 宇土市暴力団排除条例(平成23年条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の統制下にあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの
(応募方法)

第8条 ネーミングライツ事業に応募しようとする法人は、住吉海岸公園ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)に募集要項に記載した書類を添えて、提出期限までに市長に提出しなければならない。なお、申請書等の提出方法は、持参又は郵送とし、郵送により提出する場合は、提出期限必着とする。

(審査機関)

第9条 ネーミングライツ・パートナーの選定、命名する愛称、命名権料その他の審査を公正かつ適正に行うため、住吉海岸公園ネーミングライツ審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 応募資格
- (2) ネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしさ
- (3) 提案された愛称のふさわしさ
- (4) 提案された金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ・パートナーの選定等に関し必要な事項

3 委員会は、副市長、企画財政部長、建設部長、経済部長及び住吉漁業協同組合の代表者をもって組織する。

4 委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長は委員長が務める。

6 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

7 委員長は、会務を総括する。

8 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

10 委員会の庶務は、経済部水産振興室において処理する。

(謝礼)

第10条 委員会の会議に出席した住吉漁業協同組合の代表者に、謝礼を支払うことができる。

2 前項に規定する謝礼の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第6号)別表第1に規定するその他の附属機関の委員の報酬額

とする。

(決定及び通知)

第11条 市長は、委員会の審査内容及び結果を尊重し、応募に対する採用の可否を決定する。

2 市長は、第8条の規定により応募した法人に対し、採用の可否を住吉海岸公園ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(契約)

第12条 市長は、前条第1項の規定により採用を決定した法人と契約を締結するものとする。

(費用負担)

第13条 住吉海岸公園内外の看板、標識等の新設、表示変更及び契約期間終了後の原状回復に要する費用は、命名権料とは別にネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(命名権料の納入)

第14条 ネーミングライツ・パートナーは、宇土市会計事務規則（平成14年規則第17号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括して命名権料を納入しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第15条 愛称は、命名権を付与する期間内は変更することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(契約の解除及び取消し)

第16条 ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、住吉海岸公園ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第3号）により、市長に契約の解除を申し出ることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法令、条例、規則、要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前項の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

3 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、住吉海岸公園命名権付与取消通知書（様式第4号）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

4 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合において、第14条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(契約の更新)

第17条 ネーミングライツ・パートナーが同一の愛称により当該契約の期間更新を希望する場合は、住吉海岸公園ネーミングライツ事業更新申請書（様式第5号）に市長が必

要と認める書類を添えて、当該契約の期間満了6月前までに市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に係る審査並びに決定及び通知については、第9条及び第11条の規定を準用する。

3 前2項の規定により、契約の更新を決定したときは、第6条の規定による募集は行わない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

附 則 (令和7年告示第35号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

宇土市長 様

所在地
ふりがな
法人名
代表者氏名

住吉海岸公園ネーミングライツ事業応募申請書

住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり住吉海岸公園ネーミングライツ事業に応募します。

法人の概要	
応募の趣旨	
愛称案	
愛称の理由	
希望契約価格	年額 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
その他希望事項	
添付書類	<input type="checkbox"/> 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等） <input type="checkbox"/> 会社概要及び直近3年間の決算報告書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（発行から3月以内） <input type="checkbox"/> その他（ ）
申請者連絡先	ふりがな 担当者役職・氏名
	TEL・FAX
	メールアドレス

備考

- 1 申請に当たっては、住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱を遵守します。
- 2 国税及び地方税の納付状況について市が調査を行うことに同意します。
- 3 命名に起因する損害賠償請求が行われた場合は、自らの責任において解決します。

様式第2号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

宇土市長

住吉海岸公園ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました住吉海岸公園ネーミングライツ事業の
応募について、次のとおり決定しましたので住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱第
11条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 採用
	<input type="checkbox"/> 不採用
契約予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
契約予定価格	年額 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
その他	

様式第3号（第16条関係）

年 月 日

宇土市長 様

所在地
ふりがな
法人名
代表者氏名

住吉海岸公園ネーミングライツ事業契約解除申出書

住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱第16条第1項の規定により、次のとおり契約の解除を申し出ます。

愛称	
命名権の付与期間	年 月 日から 年 月 日
命名権料	年額 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
契約解除 申出の理由	
申出者連絡先	ふりがな 担当者役職・氏名
	TEL・FAX
	メールアドレス

様式第4号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

宇土市長

住吉海岸公園命名権付与取消通知書

住吉海岸公園の愛称命名権の付与については、次の理由により取消しを決定しましたので住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱第16条第3項の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	
その他	<p>※ 既に納入された命名権料については、住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱第16条第4項の規定により、返還しません。</p> <p>※ 住吉海岸公園内外の看板、標識等について新設又は表示変更を行った表示物については、速やかに原状回復してください。</p>

様式第5号（第17条関係）

年 月 日

宇土市長 様

所在地
ふりがな
法人名
代表者氏名

住吉海岸公園ネーミングライツ事業更新申請書

住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱第17条第1項の規定により、住吉海岸公園ネーミングライツ事業の更新について、次のとおり申請します。

法人の概要	
希望契約価格	年額 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
希望契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他希望事項	
添付書類	<input type="checkbox"/> 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書等) <input type="checkbox"/> 会社概要及び直近3年間の決算報告書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(発行から3月以内) <input type="checkbox"/> その他()
申請者連絡先	ふりがな 担当者役職・氏名
	TEL・FAX
	メールアドレス

備考

- 1 申請に当たっては、住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱を遵守します。
- 2 国税及び地方税の納付状況について市が調査を行うことに同意します。
- 3 命名に起因する損害賠償請求が行われた場合は、自らの責任において解決します。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 1 1 条関係)

様式第 3 号 (第 1 6 条関係)

様式第 4 号 (第 1 6 条関係)

様式第 5 号 (第 1 7 条関係)